

議提第4号

議会改革特別委員会の設置について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和元年5月15日

小松島市議会議長 前川英貴 殿

提出者 小松島市議会議員 井村保裕

〃 出口憲二郎

〃 津川孝善

〃 四宮祐司

## 議会改革特別委員会の設置について

議会改革特別委員会を下記により設置する。

- 1 名 称 議会改革特別委員会とする。
- 2 設置の根拠  
地方自治法第109条及び小松島市議会委員会条例第6条による。
- 3 目 的  
議会における審査方法の改善策や運営方法の見直し、議会基本条例に関する事項等を調査するため。
- 4 定 数  
委員定数は8人とする。
- 5 期 間  
調査が終了するまで。

### 提案理由

議会における審査方法の改善策や運営方法の見直し、議会基本条例に関する事項等を調査するために設置する。